

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項）の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 25 年 4 月 5 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ナフコ彦根店、ミドリ電化彦根店 彦根市高宮町 1525 - 1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 駐車場の自動車の出入口の数 15 か所
 - (2) 変更後 駐車場の自動車の出入口の数 17 か所
- 3 変更年月日 平成 25 年 4 月 4 日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
有限会スペースプランニング 大津市柳が崎 5 - 25 代表取締役 河本行雄
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 - 6 - 10 代表取締役社長 石田卓巳
株式会社ミドリ電化 兵庫県尼崎市潮江 1 - 1 - 50 代表取締役社長 中口雄二
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,200 平方メートル
 - (4) 駐車場の収容台数 950 台
 - (5) 駐輪場の収容台数 152 台
 - (6) 荷さばき施設の面積 260 平方メートル
 - (7) 廃棄物等の保管施設の容量 82.5 立方メートル
 - (8) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10 時から 21 時まで
 - (9) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9 時 30 分から 21 時 30 分まで
 - (10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7 時から 21 時まで
- 5 届出年月日 平成 25 年 3 月 15 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
 - (2) 縦覧期間 平成 25 年 4 月 5 日から平成 25 年 8 月 5 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 25 年 8 月 5 日

提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1